



島根県報

平成23年12月2日（金）

号外第200号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道路維持課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示**島根県告示第779号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
県 道	三刀屋佐田線	出雲市佐田町吉野66番1地先から同96番2地先まで	前 A	メートル 6.20～ 23.00	メートル 73.40	左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 迂回路設置
			後 A	6.20～ 23.00	73.40	
		出雲市佐田町吉野66番1地先から同65番1地先まで	B	5.50～ 17.00	33.20	

島根県告示第780号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年12月2日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	三刀屋佐田線	出雲市佐田町吉野66番1地先から同65番1地先まで	メートル 33.20	平成23年 12月2日	出雲県土整備 事務所	